

令和5年度監査計画（年間監査計画）

宗像市監査委員

宗像市監査基準第13条の規定に基づき、監査等の実施予定を以下のとおり定める。

1 重点監査項目

- (1) 事業において、要領、マニュアル等の定めに沿った運用が行われているか。
- (2) 契約において、不適切な履行や書類等の不備はないか。
- (3) 契約において、不適切な随契理由はないか。
- (4) 委託や補助金の実績報告書において、履行の内容を適正に確認しているか。
- (5) 設計や見積りにおいて、数量や内容を適切に確認しているか。

2 監査等の種類及び対象等

(1) 例月現金出納検査

対象は、会計管理者等の現金出納事務。毎月25日又は26日に、前月分の現金出納事務が正確に行われているかを検査。

(2) 定期監査

次表のとおり、月毎に課内室を含む対象課及び対象期間を指定して実施。

実施月	対象課（課内室を含む）等	対象期間
4月	秘書政策課	令和4年度4月から1月まで
5月	生活支援課	令和4年度4月から2月まで
6月	経営企画課	令和4年度4月から3月まで
7月		
8月	学校監査（城山中学校、南郷小学校、東郷小学校、河東中学校）	令和4年度4月から3月まで
9月	契約検査課 福祉政策課	令和4年度4月から3月まで
10月	都市再生課 元気な島づくり課	令和4年度4月から3月まで
11月	工事監査（対象工事は未定）＊	令和5年度中
12月	施設整備課 学校管理課	令和5年度4月から9月まで
1月	下水道課	令和5年度4月から10月まで
2月	農業振興課 水産振興課	令和5年度4月から11月まで
3月	子ども家庭課	令和5年度4月から12月まで

＊工事監査の対象は、工事の進捗状況により選定するため、実施月を変更する場合がある。

(3) 財政援助団体等に対する監査

財政援助団体等（公の施設の管理を行わせている団体を含む）及び所管部局の事務に対する監査を11月に実施する。対象期間は令和4年度とする。対象団体等は8月に決定する。

(4) 決算審査、基金の運用状況審査、健全化判断比率審査及び公営企業の資金不足比率審査

令和4年度の「一般会計及び特別会計決算審査」「企業会計決算審査」「基金の運用状況審査並びに健全化法に基づく指標等の審査」を、6月から8月にかけて実施する。

4 監査等の実施場所

実施場所は、①監査委員事務局、②小学校等、③財政援助団体等の所在地、④工事監査の対象工事の現地などで、監査等実施通知書で指定する。

5 その他

当計画で実施を予定する監査等のほか、法令に基づく監査等を実施する場合がある。
また、監査実施上の都合により、実施月、対象課及び対象期間等を変更することがある。